

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年12月9日
【会社名】	株式会社ノエビアホールディングス
【英訳名】	Noevir Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 俊（ 1）
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1（ 1）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社ノエビア 執行役員管理本部経理部長 濱口 雅之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 株式会社ノエビア
【電話番号】	078（303）5121（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社ノエビア 執行役員管理本部経理部長 濱口 雅之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	51,599,815,549円（ 2）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- (注) 1 株式会社ノエビアホールディングスは、本訂正届出書提出日現在において未設立であるため、上記〔代表者の役職氏名〕及び〔本店の所在の場所〕は未確定であり、代表予定者及び本店所在予定地を記載しております。
- 2 上記〔届出の対象とした募集金額〕は、本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ノエビアの最近事業年度末日の平成22年9月20日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成22年12月8日開催の(株)ノエビアの定時株主総会において、株式移転計画が承認されたことおよび(株)ノエビアが平成22年12月8日に関東財務局長へ有価証券報告書を提出したことに伴い、平成22年11月18日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部を補完するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

**【訂正事項】**

## 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

## 1 新規発行株式

## 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

## 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

## 1 組織再編成の目的等

## 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の企業集団の概要

## 3 組織再編成に係る契約

## 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

## 7 組織再編成に関する手続

## 第2 統合財務情報

## 第三部 企業情報

## 第1 企業の概況

## 2 沿革

## 第2 事業の状況

## 1 業績等の概要

## 2 生産、受注及び販売の状況

## 3 対処すべき課題

## 5 経営上の重要な契約等

## 6 研究開発活動

## 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

## 第3 設備の状況

## 2 主要な設備の状況

## 3 設備の新設、除却等の計画

## 第五部 組織再編成対象会社情報

## 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

## 1 組織再編成対象会社（株）ノエビア）が提出した書類

## 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	41,337,487株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1 株式会社ノエビア（以下「株ノエビア」という。）の発行済株式総数(平成22年9月20日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ノエビアホールディングス(以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、株ノエビアの平成22年10月29日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認）、平成22年11月10日開催の取締役会決議（株式移転計画の定時株主総会への附議）及び平成22年12月8日開催の株ノエビアの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 株ノエビアは、当社の株式について、東京証券取引所(市場第二部)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	41,337,487株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1 株式会社ノエビア（以下「株ノエビア」という。）の発行済株式総数(平成22年9月20日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ノエビアホールディングス(以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、株ノエビアの平成22年10月29日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認）、平成22年11月10日開催の取締役会決議（株式移転計画の定時株主総会への附議）及び平成22年12月8日開催の株ノエビアの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 株ノエビアは、当社の株式について、東京証券取引所(市場第二部)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年3月22日時点では、以下のとおりとなる予定です。

(株)ノエビアは、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年3月22日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年3月22日時点では、以下のとおりとなる予定です。

(株)ノエビアは、平成22年12月8日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成23年3月22日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

#### 3【組織再編成に係る契約】

(訂正前)

(株)ノエビアは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成23年3月22日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を平成22年10月29日開催の同社の取締役会において決定しました。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

(後略)

（訂正後）

平成22年10月29日開催の(株)ノエビアの取締役会において決定しました、平成23年3月22日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)は同社の定時株主総会において承認されました。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

（後略）

## 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成22年12月8日開催予定の(株)ノエビアの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成22年12月8日開催予定の(株)ノエビアの定時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、(株)ノエビアに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年12月7日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、(株)ノエビアが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、(株)ノエビアに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

（訂正後）

#### 買取請求権の行使の方法について

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成22年12月8日開催の(株)ノエビアの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成22年12月8日開催の(株)ノエビアの定時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、(株)ノエビアに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年12月7日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、(株)ノエビアが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、(株)ノエビアに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

## 7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、(株)ノエビアの本店において平成22年11月19日より備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成22年10月29日開催の(株)ノエビアの取締役会において決定されたものであり、その内容は「3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

これらの書類は、(株)ノエビアの営業時間内に(株)ノエビアの本店において閲覧することができます。

## (2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成22年9月20日	定時株主総会基準日
平成22年10月29日	株式移転計画決議取締役会
<u>平成22年12月8日(予定)</u>	株式移転計画承認時株主総会
平成23年3月16日(予定)	(株)ノエビア上場廃止日
平成23年3月22日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
平成23年3月22日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## (訂正後)

## (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、(株)ノエビアの本店において平成22年11月19日より備え置いております。

株式移転計画は、平成22年10月29日開催の(株)ノエビアの取締役会において決定されたものであり、その内容は「3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

これらの書類は、(株)ノエビアの営業時間内に(株)ノエビアの本店において閲覧することができます。

## (2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成22年9月20日	定時株主総会基準日
平成22年10月29日	株式移転計画決議取締役会
<u>平成22年12月8日</u>	株式移転計画承認定時株主総会
平成23年3月16日(予定)	(株)ノエビア上場廃止日
平成23年3月22日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
平成23年3月22日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

(訂正前)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である(株)ノエビアの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)ノエビアの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

(中略)

(注) 1 売上高は、消費税等抜きの価額で表示しております。

2 第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第40期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。



(訂正後)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である(株)ノエビアの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)ノエビアの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

(中略)

(注) 1 売上高は、消費税等抜きで表示しております。

2 第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 3の全文削除

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

(訂正前)

平成22年10月29日 (株)ノエビアの取締役会において、(株)ノエビアの単独株式移転による持株会社「株式会社ノエビアホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成22年12月8日 (株)ノエビアの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)ノエビアがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成23年3月22日 (株)ノエビアが株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所(市場第二部)に上場(予定)

なお、(株)ノエビアの沿革につきましては、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

(訂正後)

平成22年10月29日 (株)ノエビアの取締役会において、(株)ノエビアの単独株式移転による持株会社「株式会社ノエビアホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成22年12月8日 (株)ノエビアの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)ノエビアがその完全子会社となることについて決議

平成23年3月22日 (株)ノエビアが株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所(市場第二部)に上場(予定)

なお、(株)ノエビアの沿革につきましては、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

## 第2【事業の状況】

（訂正前）

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの業績等の概要については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの生産、受注及び販売の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの対処すべき課題については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

（中略）

### 5【経営上の重要な契約等】

当社を株式移転設立完全親会社とし、(株)ノエビアを株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの経営上の重要な契約等については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

### 6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの研究開発活動については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

#### 1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの業績等の概要については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの生産、受注及び販売の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

#### 3【対処すべき課題】

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの対処すべき課題については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

（中略）

#### 5【経営上の重要な契約等】

当社を株式移転設立完全親会社とし、(株)ノエビアを株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの経営上の重要な契約等については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

#### 6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの研究開発活動については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

#### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

（訂正前）

（前略）

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの主要な設備の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの設備の新設、除却等の計画については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

（前略）

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの主要な設備の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの設備の新設、除却等の計画については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### 1【組織再編成対象会社(株)ノエビア)が提出した書類】

(訂正前)

##### (1)【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第39期(自平成20年9月21日至平成21年9月20日)

平成21年12月8日関東財務局長に提出

##### (2)【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第40期第1四半期(自平成21年9月21日至平成21年12月20日)

平成22年2月3日関東財務局長に提出

事業年度第40期第2四半期(自平成21年12月21日至平成22年3月20日)

平成22年4月28日関東財務局長に提出

事業年度第40期第3四半期(自平成22年3月21日至平成22年6月20日)

平成22年8月4日関東財務局長に提出

##### (3)【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成22年11月18日)までに以下の臨時報告書を提出しております。

平成22年10月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書

(訂正後)

##### (1)【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第40期(自平成21年9月21日至平成22年9月20日)

平成22年12月8日関東財務局長に提出

##### (2)【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

##### (3)【臨時報告書】

(1)の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成22年12月9日)までに以下の臨時報告書を提出しております。

平成22年12月9日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書